

○議事日程 (平成二十四年三月十六日第三日)

日程第一	會議録署名議員の指名	日程第十五	議案第十四号	岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
日程第二	諸般の報告	日程第十六	議案第十五号	消防事務の委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第三	議案第二号	日程第十七	議案第十六号	養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第四	議案第三号	日程第十八	議案第十七号	養老町と大垣市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第五	議案第四号	日程第十九	議案第十八号	養老町と羽島市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第六	議案第五号	日程第二十	議案第十九号	養老町と各務原市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第七	議案第六号	日程第二十一	議案第二十号	養老町と山県市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第八	議案第七号	日程第二十二	議案第二十一号	養老町と瑞穂市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について
日程第九	議案第八号			
日程第十	議案第九号			
日程第十一	議案第十号			
日程第十二	議案第十一号			
日程第十三	議案第十二号			
日程第十四	議案第十三号			

約の一部を改正する規約について

日程第二十三 議案第二十二号

養老町と本巢市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十 議案第二十九号

の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十四 議案第二十三号

養老町と海津市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十一 議案第三十号

養老町と安八町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十五 議案第二十四号

養老町と岐南町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十二 議案第三十一号

養老町と揖斐川町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十六 議案第二十五号

養老町と笠松町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十三 議案第三十二号

養老町と大野町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十七 議案第二十六号

養老町と垂井町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十四 議案第三十三号

養老町と池田町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十八 議案第二十七号

養老町と関ヶ原町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第三十五 議案第三十四号

養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約について

日程第二十九 議案第二十八号

養老町と神戸町との間の証明書

日程第三十六	議案第一号	養老町暴力団排除条例の制定について	日程第四十八	議案第四十六号	平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
日程第三十七	議案第三十五号	平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れの変更について	日程第四十九	議案第四十七号	平成二十四年度養老町一般会計予算
日程第三十八	議案第三十六号	平成二十三年度養老町一般会計補正予算	日程第五十	議案第四十八号	平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計予算
日程第三十九	議案第三十七号	平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計補正予算	日程第五十一	議案第四十九号	平成二十四年度養老町簡易水道特別会計予算
日程第四十	議案第三十八号	平成二十三年度養老町簡易水道特別会計補正予算	日程第五十二	議案第五十号	平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計予算
日程第四十一	議案第三十九号	平成二十三年度養老町上水道事業会計補正予算	日程第五十三	議案第五十一号	平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
日程第四十二	議案第四十号	平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算	日程第五十四	議案第五十二号	平成二十四年度養老町上水道事業会計予算
日程第四十三	議案第四十一号	平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計補正予算	日程第五十五	議案第五十三号	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計予算
日程第四十四	議案第四十二号	平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算	日程第五十六	議案第五十四号	平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計予算
日程第四十五	議案第四十三号	平成二十四年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについて	日程第五十七	議案第五十五号	平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計予算
日程第四十六	議案第四十四号	平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて	日程第五十八	議案第五十六号	平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計予算
日程第四十七	議案第四十五号	平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて	日程第五十九	議案第五十七号	平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 皆川雅子

一 番 岩永義仁

二 番 長澤龍夫

三 番 大橋三男

四 番 三田正敏

五 番 吉田太郎

六 番 早崎百合子

七 番 野村永一

八 番 田中敏弘

九 番 松永民夫

十 番 皆川雅子

十一 番 中村辰夫

十二 番 岩瀬進

十三 番 水谷久美子

○欠席議員
なし

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育長	野村浩太郎
総務課長	陸田邦彦
会計管理者兼課長	伊藤信彦

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高木久之
議会事務局書記	山中秀樹
議会事務局書記	野村孝子

企画政策課長	問山孝通
管理情報課長	安藤淳一
税務課長	柏渕裕昭
住民課長	伊藤公一
人権推進課長	西脇和信
健康福祉課長	日比重喜
生活環境課長	川地豊己
農林水産課長	加藤敏博
商工労働課長	伊藤幸
建設課長	佐竹種男
水道課長	吉田悟
教育総務課長	藤井道雄
生涯学習課長	藤田実芳
スポーツ振興課長	香川満
消防長	小林恒夫

○議長（皆川雅子君） おはようございます。
（開議時間 午前九時三十分）

平成二十四年第一回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。
全員の御起立をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。

本日の会議は、全員出席であります。

それでは、ただいまから平成二十四年第一回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長（皆川雅子君） 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十条の規定によって、四番 三田正敏君、五番 吉田太郎君を指名いたします。

○議長（皆川雅子君） 日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第三、議案第二号から日程第三十五、議案第三十四号までの三十三議案は、議会初日の提案理由の説明が済んでおりますので、議案の上程後、直ちに質疑に入りたいと思います。それに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

○議長（皆川雅子君） それでは日程第三、議案第二号 養老町印

鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第四、議案第三号 養老町特定非

営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第五、議案第四号 養老町税条例

の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 今回の税条例の改正に伴って、たばこ

税の増税ということですが、税率に伴う収入金額についてお尋ねします。

もう一点は、個人町民税の税率の特例に伴う年間増税分と、十年、つまり平成二十六年から平成三十五年の資産額についてお尋ねします。

○議長（皆川雅子君） 柏渕税務課長、答弁。

○税務課長（柏渕裕昭君） ただいまの質問にお答えいたします。

たばこ税の増収分はということですが、こちらは旧三級品以外で六百四十四円、それから旧三級品で三百五十円の増税ということになります。これを合わせますと、養老町では約二千七百万円の増ということになります。

それから、個人住民税ですが、こちらは均等割五百円が二十六年から加算されるということなんです。これは実際には県のほうも五百円ということでありまして、個人の方には二十六年から千円の増ということになります。均等割のかかっている人が約一万五千人ですので、それに五百円を掛けますと七百五十万

が一年でふえると、十年間では七千五百万ということになります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 県が五年間行う森林・環境税も均等割

ということですが、今回も均等割でございます。所得割に私はすべきではないかと思うんですが、その辺の議論をどうふうにするか、なぜ十年間の設定をされたのか、その点についてお尋ねします。

○議長（皆川雅子君） 柏渕税務課長、自席で答弁。

○税務課長（柏渕裕昭君） この件につきましては、国の与野党の

協議でもって決まったということ、これは密室で決まったのではないかというようにことで批判がされているわけです。現実には、国のほうから細かい、この個人住民税の増税のことについては、説明は一切ありません。なぜ均等割かということにつきましては、詳しい説明はないということでございます。この説明がないということ、何ともちよっとお答えがしにくいということでありませぬ。

ただ、これは復興の財源に充てるということで、全部の市町が五百円増税ということになるんですけれども、個人住民税がふえるということは、交付税のほうはその分減ってまいります。交付税が減るといことは、国が地方に払うお金が減るといことで、その分は復興のほうに回すことができるという可能性があるというふうには考えられます。

その程度のこと考えられますが、詳しい説明はないということ、申しわけございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、単年度で七百五十万、これは個人住民税の関係ですけれども、十年間で七千五百万、これは養老町一般会計で使うことができるのかどうか、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（皆川雅子君） 柏渕税務課長、答弁。

○税務課長（柏渕裕昭君） これは一般財源のほうに入ります。養老町でもって使うことができます。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 反対討論をいたします。

たばこ税の関係については、たばこそのものが嗜好品ですので、それに異議を唱えるものではございませんが、個人町民税の税率に伴う関係においては、私はやはり均等割ということよりも所得割にすべきだというふうを考えております。

今回、いろいろと増税といえますか、一般町民に対しては値上げというようなところも非常に多くございます。とりわけ年金生活者にとっては、本当に生活が大変だと思えます。つまり、四月分の年金、六月支給ですけれども、給付額を〇・三%削減します。それから、十二月分の支給ですけれども、〇・九%削減をいたします。合わせて一・二%の削減であります。

それから、後期高齢者医療保険、さらに介護保険料の見直し、トリプルパンチとなって年金削減となることは否めません。

さらに、県が五年間設定した森林・環境税ですけれども、これにおきましては、このチラシが広報に入りましたが、森林・環境税の仕組み、既存の県民税に上乘せして徴収するため、新たな手続は必要ありませんというふうな書き方であります。納税者に対して、本当に失礼な書き方ではないかと私は思うわけでございます。

以上を申し上げまして、反対討論をいたします。

○議長（皆川雅子君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第六、議案第五号 養老町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第七、議案第六号 養老町図書館

設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第八、議案第七号 養老町公衆浴

場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第九、議案第八号 養老町国民健

康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。
本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十、議案第九号 養老町介護保

険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 三点について質問いたします。

初日の提案説明にあったかもしれませんが、もしあったら再度よろしく願いたいと思います。

まず、今回三年ごとの見直しということで七百八十円、月額、第一号被保険者の分については四千四百六十円になるんですが、これの計算の根拠をお示しいただきたいと。

それから二点目としては、介護保険基金が八千百万余りあったはずですが、今回、この提案の中で取り崩しを考えてみえるのか。それから取り崩しがあれば、金額はどれくらいかということ。

それから三点目としては、今後高齢化社会に向かって進んでおるわけですが、恐らくだんだん保険料の改正で上がっていくというような流れの中で、少しでも抑制するための今後の施策というか、それについてはどのように考えてみえるか。

その以上三点、よろしく願います。

○議長（皆川雅子君） 日比健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（日比重喜君） ただいまの田中議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の改正に伴います保険料の根拠ということでございます。

現在、ホームページの中で、パブリックコメントということで、今回の保険料の設定につきまして閲覧をさせていただいている状況でございます。今回、介護保険事業計画の中で決めましたことにつきまして、御説明を申し上げます。

今回の保険料につきましては、全体的には介護給付費が上がってくるということで、全体の二一%ということで、保険料の額自体がその数字になってきているということでございます。そこで、二十四年度から二十六年度までの介護給付費の見込み額につきまして、六十四億八千六百二十九万二千円と見込んでおります。そして、地域支援事業費といたしまして一億九千四百三十六万八千円という形で、この分を見込んでいるということでございます。

そして、第一号被保険者の負担割合でございますが、これが今回の法律の改正によりまして、法律の名称といたしましては介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正がございまして、これまで百分の三十、いわゆる三〇%であったものが、百分の二十九、いわゆる二九%に変わったということで、二十四年の四月一日から施行されるということでございます。簡単に言えば、六十五歳以上の第一号被保険者の人口割合、それと四十歳から六十四歳までの人口、いわゆる二号被保険者でございますが、この六十五歳以上が高齢化によってふえたことによって、二〇%から二一%ということが一%ふえたというのが原因でございます。ということ、第一号被保険者が負担すべき相当額として、十四億二

百九十三万九千円という形で見込んだわけでございます。

そうした中で、この相当額に相当する分が保険料に転嫁されるということでございます。この額から今回保険料の抑制措置をさせていただくということで、準備基金ですね。いわゆる今、基金が二十三年度末で八千二百七万五千四百七十七円の残高見込みでございます。この分の準備基金を八千万取り崩すということでございます。

そして、繰越金でございますが、繰越金につきましては、二十三年度末で一億七千万円を予定いたしております。残高が一億七千万ということでございます。このうち五千万円を使用するというところでございます。そして、財政安定化基金、いわゆる県のほうの基金でございますが、これが一千八百九十万を使用して保険料の軽減措置をするということでございます。今申し上げた金額を差し引きますと、全体的な保険料の必要額ということで十三億七千八百七十六千円という数字になってきます。この数字に保険料の予定収納率でございますが、この二十三年度の見込みということで九八・二五％を予定いたしております。これに三カ年の第一号被保険者の延べ人数二万四千八百七十二人を割りまして、これを十二カ月で割りますと、最終的な保険料の月額としては四千四百六十円という結果になったわけでございます。

あくまでも今後保険料が、介護給付費がこれまでの実績でいきますと、この二年間で五％、この三カ年で順次上がってきているということ、十九年度から二十二年度までの介護給付費の上昇率の平均を見ますと六％というような状況の中で、二十一年度から二十二年度にかけては七％の増加になってきているということでございます。そうしたものを含めて、今回厚生労働省のほうの保険料を算定するシステム、いわゆるソフトがございますが、

それで計算をしたものがこういった形で出てきたということでございます。

それで、二点目の取り崩しにつきましては、今申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いを申し上げますと存じます。三点目の今後の施策ということでございますが、この三カ年を見込んで今いろんな施策をしておるわけでございますが、今回もこの事業計画の中で三つの施設を計画をさせていただいております。利用される方からいろんな要望等、アンケート調査に基づいて今回施設をつくっていくということでございますが、その施設の中でも、今回二十九人以下の小規模特養、いわゆる町内には白鶴荘、特別養護老人ホームがあるわけでございますが、これを縮小したような形での特養を一つつくっていききたい。そして、小規模多機能型という施設もございしますが、それは通いを中心として、ショートステイもできる、あるいは訪問看護等もできるといった機能を持った施設でございます。そして、いわゆる認知症対応のためのデイサービス、こういったものを進めるためのそうした施設、いわゆる認知症対応型の通所介護、こういったものもつくっていききたいということでございます。

やはり、今後いろんな施設がふえてきますが、今後の施策についてはこの利用される方、いわゆる住民の方の意見を十分聞きながら進めていくのが一番重要ではないかなあと思っておりますし、やはり施設がふえてきますと、当然保険料にすべてがかかわってきます。したがって、むやみやたらに施設はふやしていけないのが現状でございますが、やはりニーズに沿った形で今後の施策を進めてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 当町の場合は七百八十円、平均で値上げということですが。新聞報道によりますと、全国的には千円上回るというような報道もあるわけですが、ちなみに三月議会では西濃圏域の各市町でもこの介護保険に関する条例が出ていると思いますけれども、議会が終わったところ、まだ終わっていないところがあるわけですが、ちなみに近隣市町の動向についてお尋ねしたいのと、それから当町の要介護認定者のサービスの特徴、これを居宅、それから施設介護も含めてどういう特徴があるのか、福祉課長にお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川雅子君） 日比健康福祉課長、答弁。

○健康福祉課長（日比重喜君） ただいまの水谷議員の質問にお答えをいたします。

十三日の新聞報道等で、県内の保険料につきましては報道がなされたところでございます。

近隣市町ということでございますので、金額的には、県下全体の平均でいきますと四千七百四十九円というような金額が出ております。そして、県内最高が揖斐広域連合でございまして五千四百円、そして一番最低が東白川村の三千円というような状況でございます。近隣といたしましては、垂井町が四千五百五十円、関ヶ原町が三千七百元、そして海津市は五千三百八十円でございます。そして神戸町、輪之内町、安八町の安八郡の広域連合といたしましては四千八百円というような状況でございます。

あと大変申しわけないんですが、二つ目の質問、ちよっとよくわかりませんでしたので、再度よろしくお願いしたいと存じます。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 要介護認定者の当町における居宅、施設サービスも含めてどういう特徴があるのか。具体的には、要支援一、二のサービスを受けられる方が全国、また県内、近隣も含めて割と多いとか、それから要介護度四、五の方たちの認定率が高いとか、そういうことを具体的に伺いたいですけれども。

○議長（皆川雅子君） 日比健康福祉課長、自席で答弁。

○健康福祉課長（日比重喜君） 済みません。ただいまの水谷議員の質問にお答えをいたします。

他の市町村との比較といえますか、認定率についての資料は、今手元ございません。それで、先月末の認定者数につきましては、要支援一が百六名、要支援二が百六十六名、計二百七十二名という状況でございます。要介護認定者は九百九十一名というような状況でございます。全体で要介護、要支援認定者数は千二百六十三名という状況になっております。

ただ、要支援者の施設でのサービスを使われてみえる状況でございますが、今手元にある資料では、要支援者、要介護者、すべてトータルして利用状況といたしましては、平成二十一年が七四・〇九％、平成二十二年が七二・四二％、そして平成二十三年が七二・五％、それぞれ四月の利用率を申し上げたわけでございますが、全般的には利用率は余り変わってきていないというような状況下でございます。

あと、要支援者の方のその町内での特徴といえますか、その辺につきましては、他の市町村とどこが違うのかということでございますが、他の市町村の事業者の実態を確認いたしておりますので、ちよっとお答えができないということで、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（皆川雅子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十一、議案第十号 養老町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十二、議案第十一号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十三、議案第十二号 養老町水防協議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行

います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十四、議案第十三号 養老町火

災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行

います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十五、議案第十四号 岐阜県後

期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行

います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） 次に日程第十六、議案第十五号 消防事務

の委託に関する規約の一部を改正する規約についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行

います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） お諮りいたします。

日程第十七、議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約から日程第三十五、議案第三十四号 養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約までの十九議案を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

それでは日程第十七、議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約から日程第三十五、議案第三十四号 養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約までの十九議案を一括議題として上程いたします。

これより、十九議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りいたします。

日程第十七、議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約から日程第三十五、議案第三十四号 養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約までの十九議案を一括して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

それでは日程第十七、議案第十六号 養老町と岐阜市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約から日程第三十五、議案第三十四号 養老町と北方町との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約の一部を改正する規約までの十九議案を一括して採決いたします。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、十九議案は、すべての議案が原案のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） お諮りいたします。

日程第三十六、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定から日程第五十九、議案第五十七号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十四議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

それでは日程第三十六、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定から日程第五十九、議案第五十七号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十四議案を一括議題として上程いたします。

ただいま一括議題といたしました二十四議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されました。ここで、各委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長（吉田太郎君） 総務民生委員会から報告いたします。

去る三月六日及び七日、各委員及び執行部の出席のもと、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の制定一件、平成二十三年度養老町一般会計及び特別会計補正予算四件、平成二十四年度養老町一般会計及び特別会計予算六件の合計十一件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。まず、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定についてに關

しては、罰則規定がないがその対応は。また、現在、養老町内に暴力団は存在するのかとの問いに対して、県の条例で罰則が規定されており、その適用を受ける。また、県で把握している団体数は、県下で四十三団体で、うち、大垣管内に四団体がある。町内での存在は聞いていないとの回答でした。

次に、議案三十六号 平成二十三年度養老町一般会計補正予算における総務民生委員会関連では、まず歳出について、心身障害者福祉センター費で、ことばの教室の利用者の減数と現状はの問いに對して、月に三十五名の利用者を見込んでいたが、十二月までの平均で三十一名となり、四名の減である。なお、先月末では三十八名の利用者があったとの回答でした。

二、県が森林・環境税を導入するが、その徴収方法と導入に係る町への補助はの問いに對して、県民税の均等割に千円が上乗せされ、これまでと同様に市町村が徴収する。また、その広報などの準備費用として県補助金が交付されるが、それ以外の税務に對する補助はないとの回答でした。

三、教育費の賃金の増減の理由はの問いに對して、事務局費では、利用児童数の増加により留守家庭児童教室指導員を二名増員したため増額となる。小学校費では、アレルギー除去食の対応調理員二名を配置したため増額となる。中学校費では、特別支援教室支援員の確保が二名できなかつたため減額。また、幼稚園費では、産休などによる代替職員を配置したため増額したとの回答でした。

なお、予算計上の際には十分な精査を行うよう要望が出されました。

中学校費で、生徒就学援助事業の対象者数とその家庭の事情はの問いに對して、現在、要保護三名、準要保護六十七名であり、

多くが母子家庭であるとの回答でした。

続きまして、歳入に関しては、地方特例交付金の減額と地方交付税の増額の理由はの問いに対して、地方特例交付金は、子ども手当による特例交付金や自動車取得税減税などによる減収補てん特例交付金があるが、今回の減額は昨年十月から子供の手当制度が改正されたため、また地方交付税は普通交付税が確定したためとの回答でした。

次に、議案第三十七号 平成二十三年度養老町国民健康保険特別会計補正予算、議案第四十一号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計補正予算及び議案第四十二号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算の三議案に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第四十七号 平成二十四年度養老町一般会計予算における総務民生委員会関連では、まず歳出について、議会費関係としては、議長交際費の積算根拠はの問いに対して、年によって変動があり、これまでの実績をもとに算出し、今回減額はしているが、議長の公務に支障が出るのではないように考慮しているとの回答でした。

二、議会議員共済費について、今後の負担金の見込みはの問いに対して、改選の年は退職者に退職一時金給付を選択されると一時的にふえることになるが、今後三年間は改選がないため、増減は余りないと思われるとの回答でした。

総務費関係としては、庁舎総合窓口設置に係る費用はに対して、総合窓口設置に伴うものは千三百五十四万三千円であり、それ以外に機構改革に伴う経費が九百十五万三千円で、合計二千二百六十九万七千円であるとの回答でした。

二、オンデマンドバスの導入に係る経費はの問いに対して、総

額は二千八百六十八万七千円で、主な内訳は、電話オペレーター経費が約九十万円、運行委託料が約一千四百七十万円及び車両購入費が約千三百三十万円などであるとの回答でした。

三、オンデマンドバスの乗車場所と利用方法及び料金はの問いに対して、既存のバス停のほかに各地区から候補地を募りたいと考えている。また、利用には予約が必要であり、利用料金は、今後立ち上げる予定の推進協議会で検討していくとの回答でした。

オンデマンドバスの町外への運行はの問いに対して、町外運行は視野に入れていますが、他の市町やタクシー業者などの運送業者の理解を得る必要があるとの回答でした。

オンデマンドバスの運行管理の委託先はに対して、運行管理形態は実施市町によりさまざまである。本町では、安全性や道路運送法などの法令面も考慮し、タクシー業者などに委託する考えであるとの回答でした。

六、地方バス路線維持事業負担金の内訳と、今後の見通しはの問いに対して、負担金の内訳は、大垣・海津線が八百六十三万円、大垣・多良線が千七百十五万一千円である。また、二路線への補助金は多額になってきており、新年度導入するオンデマンドバスの利用状況と、この二路線への国庫補助金の交付状況などを見据えて、運行のあり方について協議を関係市町と進めたいとの回答でした。

町長交際費に対する考えと積算根拠はの問いに対して、使い道が重要であり、慶弔費については規約改正しており、今後見直しを検討していく。なお、予算額は、今年度の実施見込みをベースに積算しているが、国体関連の支出も見込んでいくとの回答でした。

八、養老改元千三百年プロジェクト事業費の内訳は、また今後

五年間の事業構想はの問いに対して、新生養老まちづくり策定事業として、（仮称）養老の郷づくり構想を含む全体構想の実施計画の策定事業に三百三十九万三千元、養老改元千三百年祭プレイベント事業として、産業フェスティバルとふるさと養老秋まつりを統合して行う事業に千四百三十五万四千元を計上している。

また、新年度に新生養老まちづくり事業の推進協議会などを立ち上げ、その中で養老改元千三百年祭関連事業についても検討していきたいとの回答でした。

花いっぱいまちづくり事業の内容はの問いに対して、町職員がボランティアで公共施設に花を植えているが、その花の苗代であるとの回答でした。

地域づくり推進事業内容はの問いに対して、住民と行政との協働のまちづくりを進めるため、（仮称）自治町民会議の設置について、各地区と協議をしていくことや、NPO法人の設立と活動を支援する事業であるとの回答でした。

十一、職員研修事業の内容は、また若年層職員の研修の機会をの問いに対して、基本的には県の職員研修センターにおいて、ここでのメニューで受けている。役職別による研修や本人の選択による研修も実施している。今後、若年層の職員研修も検討していきたいとの回答でした。

十二、入札契約事務事業について、電子入札の安全性はの問いに対して、県下の全市と十町村が導入しており、また西濃管内の導入市町ではトラブルなどはなく、行政と業者の双方にメリットは大きい。なお、業者には利用方法の説明会も行うとの回答でした。

十三、徴税費について、徴収専門員配置の内容はの問いに対して、金融機関のOBなどを考えており、二名で一カ月に二十日程

度の財産調査や滞納処分業務を見込んでいるとの回答でした。なお、徴収専門員の資格を明確にしておくよう要望が出されました。

民生費関連として、障害者自立支援給付事業及び養老福祉作業所生活介護運営事業について、新体系移行に伴う変更点はの問いに対して、これまでの就労支援から生活介護へと変わり、給付単価は月額十二万四千六百五十円から二十二万二千元に増額となる。障害者自立支援法から児童福祉法に移行することにより五名が該当となり、千八百九十万円の増額となる。また、養老福祉作業所では看護職員が必要となり、さらに給付負担が上がることににより職員の人件費がふえるとの回答でした。

二、今後、福祉作業所では作業のできない人の受け入れも可能となるのかの問いに対して、障害程度区分二が対象で、作業ができなくても受け入れ可能であるとの回答でした。

乳幼児医療について、高校生までの無償化の検討はの問いに対して、財政的な問題もあり、検討していないとの回答でした。

保育園施設整備事業の内容はの問いに対して、養北保育園施設の整備費であり、他事業で発生する残土による埋め立ての後、残りの整備費を予算で実施するとの回答でした。

私立保育園において、延長保育実施園の減少の理由はの問いに対して、保育士の配置ができないとの理由であるとの回答でした。衛生費関係については、自殺予防事業の内容はの問いに対して、啓発に係る民生委員の研修費用などであるとの回答でした。

地域医療確保事業の内容はの問いに対して、県の新しい補助事業で、医師・看護師の確保や医療機器の整備などに助成し、地域医療の充実を図るものであり、事業年度は平成二十五年度までと定められているとの回答でした。

精神障害者地域生活支援センター事業・相談支援事業について、減額の理由と現状はの問いに対して、平成二十二年度の利用実績により算定しており、実績が減ったため。また、平成二十三年度半年間では十七件の相談があり、実質十人であったと回答でした。保健センターの工事請負費の内容はの問いに対して、陸屋根部分の防水工事であるとの回答でした。

なお、それぞれの工事に重複する経費が出ないように、改修計画などを立てるよう要望が出されました。

保健センターの土地借り上げ料の交渉はの問いに対して、平成二十一年度に契約を更改し、それまで毎年加算される契約内容から定額とする契約に変え、現在に至っているとの回答でした。

母子保健事業の内容はの問いに対して、新事業としては、少子化対策として特定不妊治療費助成に二百万円を計上し、ほかに助産費用や健診などの助成、乳児の全戸訪問などであるとの回答でした。

土木費関係としては、改良住宅修繕費の内容はの問いに対して、基本的には老朽化などにより修繕が必要となった場合で、役場へ申請し、職員が現地確認して修繕の判断をする。

改良住宅修繕費の内容はの問いに対して、昨年の改良住宅火災による修繕費を計上しているが、全額保険対応であり、ほかは前年とほぼ同額であるとの回答でした。

町営住宅の空き家対策についての問いに対して、家賃を下げれば空き部屋は減ると思われるが、民間との兼ね合いや入居者の方のこともあるため難しいが、家賃の改定も含め検討したいとの回答でした。

消防費関係としては、災害対策事業の内容はの問いに対して、国の防災総合計画の見直しによる地域防災計画の修正、防災ラジ

オや避難所備品の購入、避難所運営のマニュアル作成などである。なお、防災ラジオは五百台購入し、二千二百円で町民への販売を予定している。

また、避難所備品は避難所間仕切りやトイレであり、一時、役場に保管するとの回答でした。

消防無線のデジタル化への移行はの問いに対して、平成二十四年度に電波伝搬調査を行い、平成二十五年年度に実施計画策定、平成二十七年年度には移行完了予定であり、経費は約二億三千万円で、地方債は七〇%ほどを予定しているとの回答でした。

火災報知器の普及率と啓発はの問いに対して、普及率は、昨年十一月の調査時点では六六%であった。また、普及啓発は、昨年、女性防火クラブなどに依頼し、行ったとの回答でした。

なお、今後も普及促進のため、自治会組織の会合などで啓発していくよう要望が出されました。

教育費関係として、各事業名称において、「同和教育」から「人権教育」に変更した経緯はの問いに対して、全国的には「同和」という用語を使用しない流れは広まっており、岐阜県人権同和教育協議会でも数年前から検討され、今年度、名称を「人権教育」に移行すると決定された。それに伴い、十二月に県教育長から人権教育基本方針が出され、養老町人権同和教育推進協議会での議論を重ねた結果、総合的判断の上で名称を「人権教育」へ移行することとしたとの回答でした。

広幡小学校の児童数減少についての今後の考えはの問いに対し、ここ数年、百名ほどの児童数であり、今後もほぼ横ばいであると思われる。また、東海環状自動車道のインターチェンジが完成されれば住居地として発展する可能性もあるため、当面、今の形でいきたいと回答でした。

小・中学校、幼稚園の非常時安全対策事業の内容はの問いに対して、非常時には子供を学校などにとどめ、保護者に引き取りに来てもらうことも想定し、保存食の配備をする。また、職員用のヘルメットも配備するものと回答でした。

山口会館管理運営事業で、会館の利用度に対する管理人の配置の必要性はの問いに対して、展示品の見学や地元住民の講座などでの利用者があり、管理人は必要であるとの回答でした。

なお、経費の割に利用数が少ないと思われ、自治会館や公民館機能も備えるなど、利用者をふやす工夫をすべきだとの要望が出されました。

五、多芸七坊測量調査事業について、調査終了後の計画はの問いに対して、冊子作成やホームページへの掲載を考えており、復元して公開することは、保全の問題もあり、考えていないとの回答でした。

郷土資料館についての考えはの問いに対して、郷土資料を公開する必要性は考えているが、現在の施設では人員配置や経費面で難しいため、現在進めているアーカイブ事業により、データで情報公開していく方法を考えているとの回答でした。

七、人権教育総合推進事業、社会人権教育促進事業及び社会人権教育関係補助金の事業の内容はの問いに対して、人権教育の総合推進事業は、むつみ及び新宮の集会所において各種講座を行い、地域の方の交流を図る事業である。

社会人権教育促進事業は、中心事業として人権教育研修会を開催し、各種団体などの方の人権教育を促進する事業である。

社会人権教育関係補助事業は、町独自のスリーステップ事業として各地区において行う交流事業や巡回講座への補助事業であり、一般の方の人権意識の高揚を図る事業であるとの回答でした。

日独文化交流事業成果はの問いに対して、バッドゾーデン市ではいろいろな形で本町の紹介をしていたが、あくまでも精神文化のことであり、即、形として成果が出るものではない。なお、スポーツ関係では、ドイツのクラブスポーツから認識を深めることが多く、今後、町のスポーツ推進に大きな効果が出てくると考えられるとの回答でした。

地域公民館長の報酬について、業務量に対して適正かとの問いに対して、今後、行政経営改革プランにおいて、地域組織の見直しの中で中心的役割の方の報酬を検討していくとの回答でした。

スポーツ振興基本計画策定事業の内容はの問いに対し、より多くの町民がスポーツに関心を示され、参加できるように、基本施策などを策定するもので、平成二十四年度に基本調査や町民アンケート調査などを行い、平成二十五年度に基本計画を策定するとの回答でした。

各地区体育振興会への補助金の内訳は、また決算時の繰越金に対する返還の指導はの問いに対して、内訳は、世帯割五十円、地域割三万円。事業費補助は、世帯割百円、地域割八万円、体育委員一人五千円である。また、収支決算作成注意事項の中で、繰越金が多い場合には補助金の一部返還もあり得ることを明記しているとの回答でした。

次に、歳入に関してです。

各基金からの繰り出しに対する考えはの問いに対して、税收の落ち込みなどによる財源確保のためであるが、各基金の用途に応じた事業に充当しており、予算の執行状況により必ずしも取り崩すわけではないとの回答でした。

次に、議案第四十八号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計予算に関しては、国民健康保険税の新年度の収納率見込み

はこの問いに対して、一般被保険者は九一％、退職被保険者は九六％を見込んでいたとの回答でした。

運営協議会開催数をふやす理由はの問いに対して、これまで、予算や制度改正の協議と国保事業の全体の協議のため二回開催していたが、県の指導により決算前にも開催することとしたためと回答でした。

被保険者証のカード化に係る経費と交付時期はの問いに対して、作成費は、総務管理費の委託料で三百四十九万二百円を計上しており、十月の更新時に交付するとの回答でした。

次に、議案第五十一号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算に関しては、未納者数と条例に基づく延滞利息の徴収は、また平成二十三年度における繰り上げ償還の件数はの問いに対して、七十名の未納者がいるが、延滞利息は徴収していない。また、繰り上げ償還はないとの回答でした。

償還未済額に対する今後の対応はの問いに対して、これまでと同様に職員による臨戸徴収を行う。また、起債の償還は繰越金を充当していけばできると考えているとの回答でした。

なお、未収金がなくなるよう一層の努力をし、一般会計から持ち出すことのないように要望が出されました。

次に、議案第五十五号 平成二十四年度養老町介護保険事業特別会計予算に関しては、介護保険普及推進事業の内容はの問いに対して、保険料改定に伴うパンフレットの作成が一万部、その他、認定申請を説明した制度啓発パンフレット、口座振替勧奨チラシなど、合計二万一千五百部を作成するとの回答でした。

二、施設開設準備経費助成は、どのような施設が対象かの問いに対して、小規模特養や小規模多機能及び認知症対応型デイの三種の施設を予定しており、事業者の公募を行うとの回答でした。

家族介護関係の新しい事業はの問いに対して、家族介護継続支援事業の中で、介護者相互の交流会の開催をしていくとの回答でした。

介護基盤緊急整備特別対策事業の内容はの問いに対して、県の補助事業であり、養老町が指定する施設の整備に小規模特養は一億一千六百万円、小規模多機能は三千万円、認知症対応型デイは一千万円を補助するものであるとの回答でした。

地域包括支援センターの人員配置は適正かの問いに対して、現在、正職の保健師一名、臨時職員五名、そのうち社会福祉士一名、介護支援専門員三名、准看護師一名であり、主任ケアマネは正職の一名である。今後、人員配置は全体の中で考えていくとの回答でした。

なお、業務内容などから、正職員を増員するよう要望が出されました。

六、保険料滞納者に対する差し押さえの件数は、また減免の件数はの問いに対して、差し押さえはなし、また減免は火災によるものが一名であるとの回答でした。

次に、議案第五十六号 平成二十四年度養老町介護サービス事業特別会計予算に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

最後に、議案第五十七号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算に関しては、保険料滞納者に対する差し押さえの件数と分納者の件数及び減免の件数はの問いに対して、差し押さえはなし、分納は五名、減免は火災によるものが一名であるとの回答でした。

特別徴収及び普通徴収の対象者の数にはに対して、特別徴収は三千二百一名、普通徴収は八百七十六名見込んでいたとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の制定一件、平成二十三年一般会計及び特別会計予算四件、平成二十四年度養老町一般会計及び特別会計予算六件の合計十一件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査経過、並びに結果報告いたします。

○議長（皆川雅子君） 委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所屬外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

それでは、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十一時十五分からいたします。

（午前 十時五十五分 休憩）

（午前十一時 十三分 再開）

○議長（皆川雅子君） 休憩を解き、再開いたします。

産業建設委員会の審査報告を求めます。

産業建設委員会委員長 早崎百合子君。

○産業建設委員長（早崎百合子君） 産業建設委員会の報告をさせていただきます。

去る三月八日、各委員並びに執行部の出席のもと、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は当委員会に付託されました、平成二十三年特別会

計の繰り入れの変更一件、平成二十三年一般会計及び特別会計等補正予算四件、平成二十四年度特別会計の繰り入れ四件、平成二十四年度一般会計及び特別会計等予算六件の合計十五件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第三十五号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更についてに關しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第三十六号 平成二十三年度養老町一般会計補正予算に關してであります。

一、除雪作業の基準と方法はの問いに対して、十五センチメートル以内の積雪があった場合に、地域から幹線道路までのアクセス道路が対象であり、業者数や時間的な制限もあるため、地域の中は地域でお願いしたい。また、除雪作業の車種は業者によりさまざまであるため、除雪にむらが出るが、技術的なこともあるので今後指導していきたいとの回答でした。

なお、除雪作業の位置図を自治会館に掲示してはという意見が出されました。

また、農業費について、補助事業費の減額が多いが、予算計上の審査の段階で慎重に行うなど、事業者に対しても強い姿勢で臨むよう要望が出されました。

次に、議案第三十八号 平成二十三年度養老町簡易水道特別会計補正予算、議案第三十九号 平成二十三年度養老町上水道事業会計補正予算、議案第四十号 平成二十三年度養老町公共下水道事業特別会計補正予算、議案第四十三号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計の繰り入れについての四議案に關しましては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第四十四号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについてに関してであります。

一、前年度に比べ減額した理由はの問いに対して、平成二十三年度は、浄化槽改修工事及び消毒槽設置工事の事業費を計上していたが、今回はないためとの回答でした。

次に、議案第四十五号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて、議案第四十六号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについての二議案に関しては、特に質疑、討論はありませんでした。

次に、議案第四十七号 平成二十四年度養老町一般会計予算における審査の冒頭に、予算編成に対する基本方針等について町長より説明を受け、その後、審査に入りました。

産業建設委員会関連で、まず歳出の衛生費関係としては、一、コミュニケーションプラントの修繕費の内容はの問いに対して、消耗部品や耐用年数の過ぎた部品等のうち、取りかえや修繕が必要なものについて計上しており、バキュームホースのガイド部分、ブローア圧力計スタンド、しき脱水機等が主なものであるとの回答でした。

二、塵芥処理費について、監視カメラの導入の理由はの問いに対して、特に家電等の不法投棄がふえており、その監視用に一台をリースするものであるとの回答でした。

三、地域の清掃事業により収集されたごみの処分費用はの問いに対して、区長名で申請いただき、減免しているとの回答でした。

四、塵芥処理費の分別回収事業費の増額の理由はの問いに対して、分別収集用トラックの老朽化による買いかえ費用であるとの回答でした。

五、南濃衛生施設利用事務組合負担金の増額の理由は。また、

起債の償還はいつまでかの問いに対して、主な要因は、ドリームパークの保証期間が切れたことにより修繕費用の負担が発生することや、旧焼却炉の取り壊しのための事前の環境調査を行うためなどである。また、起債の償還は平成三十五年までであるとの回答でした。

六、ごみの量の現状はの問いに対して、全体的には減少しているとの回答でした。

農業水産費関係といたしましては、一、土地改良区の統合についての考えはの問いに対して、各土地改良区からメリット、問題点を上げていただき、全体の会合の中で一つずつクリアしていく方向で検討していきたい。また、海抜ゼロメートル地帯として排水機の問題があり、土地改良関係だけではなく、行政も一体となって考えていくとの回答でした。

商工費関係としては、一、養老改元千三百年祭プレイベントに向け、昨年行った調査結果等はの問いに対して、元正天皇にまつわる情報、行幸に関する資料、特産品の資料、千三百年祭コンセプトの関係資料、PR用ポスターなど九点が成果品として出ている。また、プレイベントについては、行幸街道ウォーキング、シンポジウムの開催など六点が提案されました。

なお、千三百年祭は企業等でも盛り上げていくために、PRポスターの画像が使用できるように配慮するよう要望が出されました。

土木費関係としては、一、橋梁長寿化計画事業について、今後の計画はの問いに対して、今年度、十五メートル以上の橋梁三十カ所の調査が完了し、特に危険とされている栗笠・烏江間の作造橋及び小坪・駒野間の橋梁について、平成二十五年度に設計する計画である。また、十五メートル以下は五百カ所ほどあるが、

職員で調査を実施し、特に危険なもの十カ所ほどの設計費を予算計上したとの回答でした。

二、簡易舗装工事費について、今後の要望箇所の整備計画はの問いに対して、特に下水道整備地域において舗装整備をしていくが、今後残った要望箇所を傷みの程度の順に整備していくとの回答でした。

三、ふるさとの川愛護事業の内容はの問いに対して、地域に依頼している一級河川の堤防草刈りであるとの回答でした。

四、道路の橋梁新設改良費の公有財産購入費の内容はの問いに対して、道路拡幅に伴う用地購入費であり、十一路線を計画しているとの回答でした。

消防費関係としては、水防庫の点検等の維持管理はの問いに対して、職員が巡回し、点検しているとの回答でした。

二、水防訓練費の委託料の内訳はの問いに対して、訓練に伴う会場整備費用や音響整備設置に係る費用であるとの回答でした。

歳入に関しては、一、キャンプセンターの利用促進はの問いに対して、養老改元千三百年祭にちなんだイベント等も考えていき、町内外の利用者の促進を図っていくとの回答でした。

次に、議案第四十九号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計予算に関してであります。

簡易水道について、今後の考え方はの問いに対して、西濃保健所からも統合を検討するよう指導が出されており、後は上水道に加入されない場合は町の補助はなくなることで、加入される場合は上水道に合わせた料金の値上げや積み立ても必要となることなどの方向性を、簡易水道組合の総会において意思表示をしなくてはならないと考えているとの回答でした。

次に、議案第五十号 平成二十四年度養老町立食肉事業センタ

ー特別会計予算に関してであります。

一、施設の老朽化が著しく事業収入も減っているが、今後の運営に対する考えはの問いに対して、食肉は、町の基幹産業であると考えており、新施設の建設に向け関係機関での協議を引き続き進め、運営については組合の分裂の問題もあるが、使用料の値上げも検討しながら維持する方向で考えているとの回答でした。

二、県外産の牛に対するセシウム検査はの問いに対して、検査機械を購入する、あるいは検査の外部委託も考えられるが、今後、運営審議会においても協議していくとの回答でした。

次に、議案第五十二号 平成二十四年度養老町上水道事業会計予算に関してであります。

一、大巻小坪地区の上水道への切りかえについて、既設管に係る海津市との協議はの問いに対して、配水管の本管は、津屋川の堤防上を除き布設済みであり、残りは平成二十四年度に順次布設していく計画であるが、海津市の既設管については、必要が生じた場合は無償で譲り受ける協議はできているとの回答でした。

次に、議案第五十三号 平成二十四年度養老町公共下水道事業特別会計予算に関してであります。

一、長寿命画策定事業の内容はの問いに対して、中部浄化センターの機械設備等の老朽化が始まるのに対し、計画的に更新を行い延命を図るもので、今回、機械ごとの更新計画を立てるため、現状の点検業務を行うものであるとの回答でした。

二、下水道関係の有資格職員数は、またその職員による施設管理は可能かの問いに対して、技術職員二名、うち一名は下水道協会の講習を受講しているが、ほとんどの施設管理業務は業者に頼らざるを得ず、委託で行っているとの回答でした。

なお、技術職員の育成を推進するよう要望が出ました。

次に、議案第五十四号 平成二十四年度養老町農業集落排水事業特別会計予算に關してであります。

一、需用費の内訳はの問いに対して、施設の管理費に係るものであるが、今回ブローと滅菌器の修繕のための経費を計上しており、増額となっているとの回答でした。

二、津屋川西側の集落も接続区域に入れることはできないのかの問いに対して、施設の能力の限界や管の延長等に係る事業費の問題もあり難しいとの回答でした。

以上、審査に付されました平成二十三年特別会計の繰り入れの変更一件、平成二十三年一般会計及び特別会計等補正予算四件、平成二十四年度特別会計の繰り入れ四件、平成二十四年度一般会計及び特別会計等予算六件、合計十五件の議案につきまして、質疑、討論、採決の結果、全議案とも挙手全員により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過、並びに結果報告といたします。

○議長（皆川雅子君） 委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。これらの案件についても総括質疑が終了しておりますので、所屬外で審査の経過及び結果についての質疑を行います。

それでは委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

総務民生、産業建設の各委員会委員長に対する質疑が終わりまりました。

ただいまから順次、討論、採決を行います。これに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより日程第三十六、議案第一号 養老町暴力団排除条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第三十七、議案第三十五号 平成二十三年養老町公共下水道事業特別会計の繰り入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第三十八、議案第三十六号 平成二十三年養老町一般会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第三十九、議案第三十七号 平成二十三年養老町国民健康保険特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十、議案第三十八号 平成二十三年養老町簡易水道特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十一、議案第三十九号 平成二十三年養老町上水道事業会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十二、議案第四十号 平成二十三年養老町公共水道事業特別会計補正予算についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十三、議案第四十一号 平成二十三年度養老町介護保険事業特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十四、議案第四十二号 平成二十三年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十五、議案第四十三号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十六、議案第四十四号 平成二十四年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十七、議案第四十五号 平成二十四年度養老町公
共下水道事業特別会計の繰入れについての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十八、議案第四十六号 平成二十四年度養老町農
業集落排水事業特別会計の繰入れについての討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第四十九、議案第四十七号 平成二十四年度養老町一
般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（皆川雅子君） 十二番 岩瀬進君。

○十二番（岩瀬 進君） 賛成討論をいたします。

私は、この年度につきまして、大橋町長が二年目に向かわれま
したこの予算に対して賛成をするものでありますが、二、三点に
ついて町長にできておるといふことを申し上げたいと存じます。

二年目に当たりまして、二十三年、二十四年の施政方針演説を
聞いております。その中で、今一番養老町が課題としております
公正な中での取り扱い、また私どもは養老町の歴史に基づいた中
での予算の位置づけがあるわけです。これが行政側からこう
して一つ示されたわけですが、こうした中で、税収に対します徴
収に對しての姿勢も明らかになり、公正な中での一つの体制を整
えていくという予算配置がされております。また、そうした中の
一つとして行政組織の改編をし、また新しく私どもは千三百年に
向かいますその姿勢をこれから打ち立てていきたいという予算で
あるということ、私はこの予算に対しては賛成を申し上げるわ
けでございます。

特に、行政側もこうした目の前に積んであります歴史に基づい
た中の予算体系、私どもは議員の責務としてこれに違反しない形
で執行されるよう、厳しい中でも予算を見詰めていくという姿勢
だけは忘れないで、今年度も取り組んでまいりたいと存じます。
以上です。

○議長（皆川雅子君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手
を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十、議案第四十八号 平成二十四年度養老町国民健康保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十一、議案第四十九号 平成二十四年度養老町簡易水道特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十二、議案第五十号 平成二十四年度養老町立食

肉事業センター特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十三、議案第五十一号 平成二十四年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十四、議案第五十二号 平成二十四年度養老町上水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十五、議案第五十三号 平成二十四年度養老町公
共下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十六、議案第五十四号 平成二十四年度養老町農
業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十七、議案第五十五号 平成二十四年度養老町介
護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十八、議案第五十六号 平成二十四年度養老町介
護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に日程第五十九、議案第五十七号 平成二十四年度養老町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（皆川雅子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（皆川雅子君） お諮りいたします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（皆川雅子君） お諮りいたします。

この第一回定例会の審議内容等を報告する機関紙の編集に関する

すべての業務について、議会閉会中も議会日より編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第一回定例会に関する機関紙の編集について、議会日より編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） お諮りいたします。

総務民生、産業建設の各常任委員会の所管事務の調査・研究について、議会閉会中も各常任委員会へ付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（皆川雅子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も総務民生、産業建設の各常任委員会所管事務を調査・研究することをそれぞれの常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長（皆川雅子君） これをもちまして、今定例会に提出された

案件は、すべて議了いたしました。会議を閉じます。

本日をもって平成二十四年第一回養老町議会定例会を閉会いたします。慎重審議、大変に御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前十一時五十六分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十四年三月十六日

議長 皆川雅子

議員 三田正敏

議員 吉田太郎